

介護予防ケアマネジメント重要事項説明兼利用同意書

2026年4月3日現在

1 概要

(1) 事業者の名称等

事業所名	柏南部第2地域包括支援センター
設置者	アースサポート株式会社
所在地・連絡先	千葉県柏市加賀3丁目16-8
事業所番号	1202200091

(2) 職員体制

職 種	業務の内容	人 数
管理者	職員の管理・統括	1名
介護支援専門員等	介護予防支援	3名
社会福祉士等		3名
保健師等		1名
事務職	その他事務等	1名
合 計		8名

(3) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）提供の地域

提供の地域	加賀(光ヶ丘地域包括支援センターのエリアを除く)、亀甲台町2丁目(1番16、2番7、8番5・10・15、9番、10番4、17)、逆井2丁目30番(1～3を除く)・31番～34番、逆井3丁目14番(30、32、34、37、40、41、43)、新柏(1丁目17番・1452-1・1452-4・1453-1・1453-5を除く)、つくしが丘(5丁目17番9～17号)、中原2丁目1～7番・8番(1、3、4、5、6、7、8、9、10、11、16、23、26、28、29、30、32、33、34、35、37)・9番～10番・11番(1、3、5、6、8、9、11、12、40)・12番(17、18、19、20、22、23、24、25、26、28、30)、名戸ヶ谷(465～466番を除く)・1丁目(3番2・7・16・19・21・26・27・29・30・35・36・38・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・72・73・74・128、6番2・3・4・5・8・9・10・15・16・17・18)、東逆井1丁目1番(29～35)・2番～11番・12番(2～6)・14番・16番(32～37、39～41、43、44、47)、増尾(8丁目40番1～4号と41番を除く)、増尾台1丁目1～15番・16番(24、25、26、27、28、29、30、32を除く)・17番、増尾台2丁目1番～10番・11番(1・2・3・12を除く)・12番～14番・15番(1～10、19)・18番(25・26を除く)・31番(62・64・68・70を除く)、増尾台3丁目、増尾台4丁目1番～10番・11番(1、2)・12番(1、2、4、5、8、9)
-------	---

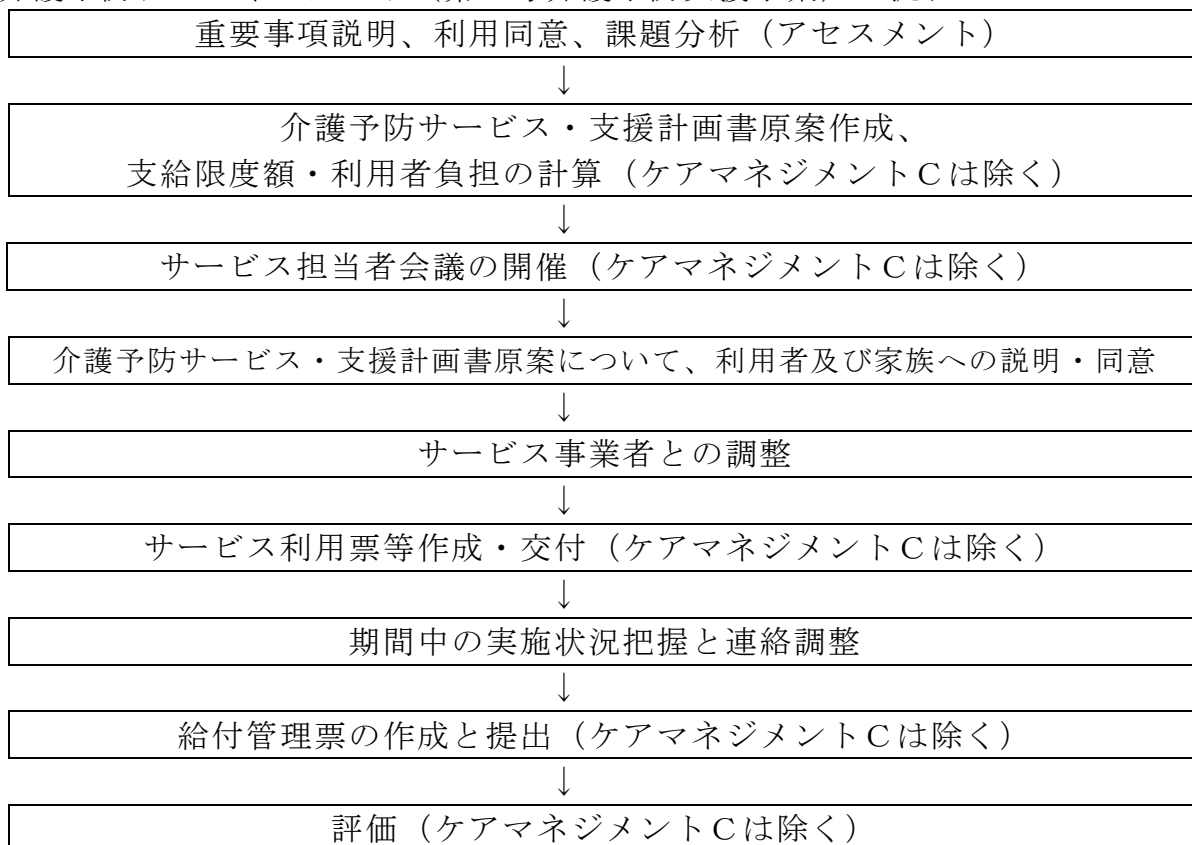
(4) 提供時間（営業時間）

月曜日～土曜日	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
休業日	日曜日 休日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）） 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日及び 1 月 2 日、同月 3 日まで

2 目的及び内容

介護保険法等関連法令に従い、介護予防の基本理念である自立支援の観点から、「利用者の自立」及び「状態の維持・改善」を目指し、適切な介護予防サービス・支援計画書を作成し、かつ、その提供が確保されるよう関係機関との連絡調整を行います。

3 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の流れ



※ サービス担当者会議開催にあたって、テレビ電話装置等の機器を使用する場合は、あらかじめ利用者または家族に説明のうえ使用いたします。使用する機器は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、安全に管理いたします。

4 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の委託について

事業所は利用者との相談・合意に基づいて、介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託して提供することができることとします。委託により介護予防ケアマネジメントを行うこととした場合、事業所は当該指定

居宅介護事業所の提供する介護予防ケアマネジメントが適正なものになるようにその内容を確認、評価、支援等を行います。

5 費用

(1) 利用料金

事業所における介護予防ケアマネジメントを利用することについてあらかじめ柏市に届け出ている場合は、自己負担はありません。

国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金に準じ変更する場合があります。

	単位数	料金	備考
ケアプランの立案作成等	442単位	4、605円/月	
初回加算	300単位	3、126円/月	初回の計画作成月に加算
委託連携加算	300単位	3、126円/月	居宅介護支援事業所に委託する際に必要な情報提供等協力をした場合に加算

※1単位を10.42円で換算

(2) 交通費

介護予防ケアマネジメントを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に担当職員が訪問する場合の交通費は実費が必要です。

6 地域包括支援センターの変更

地域包括支援センターの担当地域が変更になった場合は、利用者又は地域包括支援センターの申出により、担当の地域包括支援センターに変更するものとします。

7 介護予防ケアマネジメントの終了

(1) 利用者の方から解約を申出する場合

解約を希望する30日前までに、書面によりお申し出いただければ解約することができます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合には終了30日前までに通知するとともに、他の指定介護予防支援事業所等を紹介いたします。

(3) 課題分析（アセスメント）により終了する場合

介護予防ケアマネジメント評価の結果、介護予防ケアマネジメントの提供の終了が見込まれる場合は、利用者の同意により、終了するものとします。

(4) 自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者の認定区分が、要介護、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が介護保険施設等へ入所された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者が介護予防ケアマネジメントの提供地域外に転居された場合
- ・利用者が柏市の事業対象者でなくなった場合

(5) その他

利用者や家族等が、担当職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合や、ハラスメントを行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8 個人情報について

個人情報については、介護保険法関係法令及び柏市個人情報保護条例（2005年1月1日施行）に定められた事項を遵守し、適切な取り扱いをします。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに柏市へ報告するものとします。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修（年1回以上及び採用時）を実施します。
- ・前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者（担当者は管理者）を置きます。

10 身体拘束等の禁止

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11 事故発生時の対応

介護予防ケアマネジメントの提供にあたって、事故が発生した場合には、利用者のご家族及び柏市の関係窓口へ連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

12 本書に定めのない事項について

本書に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めを遵守するとともに、双方が誠意をもって協議の上定めることとします。

13 苦情相談窓口について

◎介護予防ケアマネジメントの内容について

柏南部第2地域包括支援センター 電話 04-7170-9300

◎介護予防・生活支援サービスについて

柏市保健福祉部地域包括支援課 電話 04-7167-2318

◎柏市の福祉サービス等について

柏市保健福祉部高齢者支援課 電話 04-7167-1111(代表)

◎サービス提供に関する苦情や相談について

千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428